

佐倉市ディスポーザ排水処理システムに関する取扱要綱

新	旧
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、下水道法（昭和33年法律第79号）その他の法令並びに佐倉市下水道条例（昭和42年佐倉市条例第13号の2。以下「条例」という。）及び佐倉市下水道条例施行規程（平成26年佐倉市上下水道部管理規程第1号）に定めるもののほか、公共下水道の機能を保全するため、システムを排水設備として設置し、公共下水道に接続しようとする場合におけるシステムの適切な使用、維持管理等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) システム <u>生ごみ等を粉砕し、排水処理槽又は機械装置で処理し、その排水のみを公共下水道へ排除する機器の総体であって、公益社団法人日本下水道協会の定める下水道のためのディスポーザ排水処理システム性能基準（案）（平成25年3月）に基づき同協会の規格適合評価及び製品認証を受け、又はこれと同等と上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が認めたディスポーザ排水処理システムをいう。</u></p> <p>(2) 生物処理タイプ <u>ディスポーザからの排水を専用配管で排水処理槽へ排出し、生物処理した後排水のみを公共下水道へ排除し、汚泥を別途廃棄する方式のシステムをいう。</u></p> <p>(3) 機械処理タイプ <u>ディスポーザからの排水を機械装置によって固形物（以下「乾燥ごみ等」という。）と液体に分離し、分離された液体のみを公共下水道へ排除し、乾燥ごみ等を別途廃棄する方式のシステムをいう。</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この告示は、下水道法（昭和33年法律第79号）その他の法令並びに佐倉市下水道条例（昭和42年佐倉市条例第13号の2。以下「条例」という。）及び佐倉市下水道条例施行規程（平成26年佐倉市上下水道部管理規程第1号）に定めるもののほか、公共下水道の機能を保全するため、システムを排水設備として設置し、公共下水道に接続しようとする場合におけるシステムの適切な使用、維持管理等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) システム <u>生ごみを粉砕の上、排水処理槽又は機械装置で処理し、その排水を公共下水道へ排除する機器の総体であって、建築基準法の一部を改正する法律（平成10年法律第100号）による改正前の建築基準法（昭和25年法律第201号）第38条の規定により配管設備として建設大臣の認定（以下「建設大臣認定」という。）を受け、又は公益社団法人日本下水道協会の定める下水道のためのディスポーザ排水処理システム性能基準（案）（以下「基準（案）」という。）に適合する評価を受けたディスポーザ排水処理システムをいう。</u></p> <p>(2) 生物処理タイプ <u>ディスポーザからの排水を専用配管で排水処理槽へ排出し、生物処理した後排水のみを公共下水道へ排除し、汚泥を別途廃棄する方式のシステムをいう。</u></p> <p>(3) 機械処理タイプ <u>ディスポーザからの排水を機械装置によって固形物（以下「乾燥ごみ等」という。）と液体に分離し、分離された液体のみを公共下水道へ排除し、乾燥ごみ等を別途廃棄する方式のシステムをいう。</u></p>

(4) 管理責任者 戸建住宅の所有者若しくは賃借人、賃貸集合住宅の所有者又は分譲集合住宅の所有者若しくは管理組合等の代表者であつて、システムの維持管理に関して最終的に責任を負う者をいう。

削除

(システムの新設等の確認)

第3条 システムの新設、増設又は変更を行おうとする者は、新設、増設又は変更を行おうとする日の30日前までにディスポーザ排水処理システム計画確認届出書(別記様式第1号)を提出して、管理者の確認を受けなければならない。

2 前項の届出書には、次に掲げる図書を添付するものとする。

(1) 前条第1号に規定する規格適合評価及び製品認証を受け、又はこれと同等であることを確認できる書類

(2) システムの仕様書

(3) システムの系統図

(4) 維持管理計画書(維持管理体制、処理水の水質基準、汚泥又は乾燥ごみの処分方法、保守点検の項目及び頻度その他必要な事項を記載したもの)

(5) 維持管理業務委託契約書の写し又は維持管理業務委託契約確認書

(6) 承継確認書

(7) その他管理者が必要と認める書類

3 管理者は、第1項の規定による届出に係る計画を確認したときは、ディスポーザ排水処理システム計画確認通知書(別記様式第2号)により当該届出をした者に通知するものとする。

(管理責任者の責務)

第4条 管理責任者は、次に掲げる責務を負うも

(4) 責任者 戸建住宅の所有者若しくは賃借人、賃貸集合住宅の所有者又は分譲集合住宅の所有者若しくは管理組合等の代表者であつて、システムの維持管理に関して最終的に責任を負う者をいう。

(5) メーカー システムについて、建設大臣認定を受けた者又は基準(案)に従い第三者機関による適合評価を受けた者をいう。

(排水設備等の計画の確認)

第3条 システムの新設、増設又は変更を行おうとする者は、ディスポーザ排水処理システム計画確認届出書(別記様式第1号)に次に掲げる図書を添付して届け出て、条例第5条第1項の規定による佐倉市上下水道事業管理者(以下「管理者」という。)の確認を受けるものとする。

(1) 前条第1号に規定する認定に係る認定書の写し又は同号に規定する適合評価に係る評定書の写し

(2) ディスポーザに係る仕様書並びに生物処理タイプにあつては排水処理槽に係る仕様書及びその能力の算定根拠を明らかにする書類

(3) 次に掲げる事項を記載した維持管理計画書

ア 維持管理体制

イ 処理水の水質基準

ウ 維持管理、清掃、汚泥処理、水質等の点検項目及び点検の頻度

(4) 維持管理業務委託契約書の写し又は維持管理業務委託契約確認書

(5) 使用者承継確認書

2 管理者は、前項の規定による届出に係る計画を確認したときは、その旨をディスポーザ排水処理システム計画確認通知書(別記様式第2号)により当該届出をした者(以下「届出者」という。)に通知するものとする。

(維持管理に関する指導)

第4条 管理者は、前条第1項の確認を行う場合

のとする。

(1) システムの使用期間中は、その維持管理について、専門の維持管理業者と維持管理業務委託契約（汚泥処理に関し別途契約を締結する場合はその契約を含む。以下「委託契約」という。）を締結すること。

(2) 委託契約を新たに締結したときは、その契約の締結の日から14日以内に契約書の写しを管理者に提出すること。

(3) 委託契約に基づく点検記録その他システムの維持管理に関する資料は、3年間保管すること。

(4) 管理者が前号に係る書類の提出を求めたときは、それに応じること。

削除

(管理責任者の地位の承継)

第5条 第3条第1項の規定により管理者の確認を受けシステムが設置された建築物の譲渡等を受けた者は、前条各号の責務を承継し、当該システムを適切に維持管理しなければならない。

(販売店等の協力)

第6条 設置されたシステムの製造業者及びその販売店は、システムの維持管理等の技術的な指導等に協力するものとする。

は、責任者（届出者又は使用者のうち、システムに関し最終的に責任を負うものをいう。以下同じ。）に対し、次に掲げる事項の遵守を求め
るものとする。

(1) システムの使用期間中は、その維持管理について、専門の維持管理業者と維持管理業務委託契約（以下「委託契約」という。）を締結すること。ただし、届出時に委託契約がされていない場合は、委託契約締結後14日以内にその契約書の写しを提出すること。

(2) 次に掲げる資料について、3年間保存するとともに、管理者から提出を求められたときは、その求めに応じること。

ア 専門の維持管理業者が実施する当該システムの点検に関する記録

イ その他システムの維持管理に関する資料

(3) 当該システムの適切な管理を確認するために市長が必要と認めて行う立入検査等に応じること。

(責任者の地位の承継)

第5条 第3条第1項の規定により管理者の確認を受けシステムが設置された建築物の譲渡等を受けた者は、当該システムを適切に維持管理しなければならない。

(メーカー及び販売店に対する指導)

第6条 管理者は、メーカー及び販売店に対し、次に掲げる事項を必要に応じ指導するものとする。

(1) システムの販売に当たって、管理者に対し、システムの設置については第4条に規定する指導があることを説明し、その理解を得ること。

(2) その他管理者が行うシステムの維持管理に関する指導に協力すること。

附 則

- 1 この要綱は、決裁の日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日前に、佐倉市ディスプレイ排水処理システムに関する取扱要綱（平成26年佐倉市上下水道部告示第5号）第3条に基づき確認を受けて設置されたシステムは、第3条第3項の規定による確認を受けたものとみなす。

附 則

この告示は、平成26年4月1日から施行する。